

2022年12月5日

会員各位

TAA規約改定のご案内

会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、下記の通りTAA規約を改定いたします。

TAAでは外国為替及び外国貿易法の規定に従い、会員様に外為法上の規制対象取引に該当する取引を行っていないこと及び今後行う予定がないことを確認させていただきます。

つきましては、この度の規約改定に同意いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

TAAでは今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、会員の皆様には、引き続き倍旧のご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

2023年1月1日改定

【改定内容】

第二章（会員）

第三章（出品）

第四章（落札）

※詳細につきましては、別紙をご確認下さい。

【規約改定の同意方法】

① TC-webΣ (<https://taacaa.jp/>)

開始日：2022年12月12日

同意方法：ログイン時に同意画面表示、改定内容をご確認の上「同意する」を押下ください

② 会場情報端末

開始日：2023年1月7日

同意方法：会場にて来場受付時に同意画面表示、改定内容をご確認の上「同意する」を押下ください

以上

トヨタ・オート・オークション



<https://taacaa.jp/>

2022年12月5日

TAA【改定前】	対 応	TAA【改定後】
第二章 第2条（入会） 2.TAAに新たに入会を希望する人、または法人は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、およびその他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）でなく、代表者、役員、従業員または実質的に支配する者が反社会的勢力でないこと、および反社会的勢力と取引または密接な関係がない人、または法人が入会できます。	変 更	第二章 第2条（入会） 2.TAAに新たに入会を希望する人、または法人は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、およびこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）でないこと、および以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
第二章 第2条（入会）	追 加	第二章 第2条（入会） ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
第二章 第2条（入会）	追 加	第二章 第2条（入会） ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
第二章 第2条（入会）	追 加	第二章 第2条（入会） ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
第二章 第2条（入会）	追 加	第二章 第2条（入会） ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
第二章 第2条（入会）	追 加	第二章 第2条（入会） ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
第二章 第2条（入会）	追 加	第二章 第2条（入会） TAA会員は、入会後も、自らが反社会的勢力でなく、上記各号のいずれにも該当しないことを誓約するものとします。
第二章 第15条（会員の禁止行為）	追 加	第二章 第15条（会員の禁止行為） 7. 落札自動車その他TAAの仲介によって売買される車両に関連して、日本の外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）または日本又はその他の国の輸出管理ならびに貿易制裁および経済制裁に関する法令に違反する輸出又は取引を行うこと。 落札自動車等を大量破壊兵器または通常兵器の開発等に用いられるおそれがある相手先に輸出し、または不正輸出の疑いのある販売目的に使用するなど、輸出貿易管理令等の貿易に関する法令に違反する行為。
第二章 第16条（強制退会） 9.会員が反社会的勢力であると認められたとき、会員の代表者、役員、従業員または実質的に支配する者が反社会的勢力であると認められたとき、反社会的勢力と取引、または密接な関係が認められたとき	変 更	第二章 第16条（強制退会） 9.会員が反社会的勢力であると認められたとき、または、以下のいずれかに該当すると認められたとき。
第二章 第16条（強制退会）	追 加	第二章 第16条（強制退会） ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
第二章 第16条（強制退会）	追 加	第二章 第16条（強制退会） ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
第二章 第16条（強制退会）	追 加	第二章 第16条（強制退会） ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
第二章 第16条（強制退会）	追 加	第二章 第16条（強制退会） ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
第二章 第16条（強制退会）	追 加	第二章 第16条（強制退会） ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
第二章 第16条（強制退会）	追 加	第二章 第16条（強制退会） 11.会員又はその代表者、役員、従業員または実質的に支配する者が、日本の外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）または日本又はその他の国の輸出管理ならびに貿易制裁および経済制裁に関する法令に違反し、かつ、事務局が退会を必要と判断したとき。
第三章 第14条（事務局による出品の取消し）	追 加	第三章 第14条（事務局による出品の取消し） 事務局が出品店の本規約への違反を認める場合（第二章第15条第7項及び第二章第16条第9項に規定する場合を含みます。）、事務局は、出品店による出品を取り消すことができるものとします。事務局が出品を取り消した場合でも、既に支払われた出品手数料は、返還しません。また、株式会社トヨタユーザーズは、当該取消しにより生じた損害又は不利益について、一切の責任を負いません。
第四章 第12条（事務局による売買契約の解除）	追 加	第四章 第12条（事務局による売買契約の解除） 事務局が落札店の本規約への違反を認める場合（第二章第15条第7項及び第二章第16条第9項に規定する場合を含みます。）、事務局は、出品店又は落札店に事前に通知することなく、直ちに、落札車の売買契約その他TAAの仲介によって成立した車両の売買契約を解除することとします。株式会社トヨタユーザーズは、当該解除により出品店又は落札店に生じた損害又は不利益について、一切の責任を負いません。